

## 令和元年度 第6回播磨町農業委員会議事録

1、会議開催日時 令和元年9月20日（金） 午後1時30分～午後2時30分

2、会議場所 播磨町役場 2階 202会議室

3、出席委員氏名

1番 佐伯 幸男	2番 福壽 洋三	3番 日和佐 修	4番 井澤 信良
5番 藤谷 昇	6番 三宅 孝英	7番 浅原 清治郎	8番 梅谷 良治
9番 岩本 宏司	10番 澤田 秀隆		

出席委員 10名 欠席委員 0名

4、農業委員会事務局職員

主事 永井 愛 主事 高森 菜奈末

5、議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第16号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出のこと

議案第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出のこと

報告第7号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認のこと

## 令和元年度 第6回播磨町農業委員会

日時：令和元年9月20日

開会 午後1時30分

○議長

本日は10名の全員出席ということで、定足数に達しておりますので会議は成立でございます。そして議事録署名委員でございますが、6番の三宅委員さんと7番の淺原委員さんにお願いいたしたいと思いますのでよろしくお願ひをいたします。

それでは、議事に入ります。議案第16号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出のこと」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長

ありがとうございます。それでは1番から審議をしていきたいと思います。1番現地調査をしていただいた梅谷さん、報告をお願いします。

○梅谷委員

5ページを見ていただきたいと思います。途中に[ ]がございます。その[ ]の裏側が今回の該当のところでございます。その該当地の右側に[ ]さんの家があります。これが今回届出の[ ]ということになります。それで、ここを駐車場にするのですけれど、[ ]さんが一括して駐車場として借りますということです。それと、この田んぼの横に駐車場ということで、隅っこの方に2階建ての建物があったのですけれど、それも合わせて潰します。それで今回始末書が出ております。

周りにつきましてはもう住宅ばかりなので、ここを駐車場にしても何ら問題はないと思っています。以上です。

- 議長 ありがとうございました。
- 説明、報告は終わりました。委員の中で御質問はありませんか。
- 議長 右上の斜線の入っているのは何ですか。
- 梅谷委員 農業用倉庫です。下は車庫に使っていましたけれどね。
- 議長 これ現状は、これもう雑草ですか。
- 梅谷委員 そうです。四、五年前からもう休耕田ですね。
- 議長 皆さん方、いかがでしょうか。質疑ございませんか。
- なければ、市街化区域の転用ということで受理することにいた  
したいと思います。
- 次に、2番に入りたいと思います。現地調査していただいた佐  
伯委員さん、お願ひをいたします。
- 佐伯委員 位置図が6ページ、写真は1枚目の真ん中になります。
- [REDACTED] の [REDACTED] から [REDACTED] への大きな道ですね。これと [REDACTED]  
から [REDACTED] の方に行く [REDACTED] があるのですが、これのちょ  
うど交差点の北側になります。ちょうどこの角のところです  
ね。
- 今、これは二方の道路で一方はもう既に宅地になっていて、  
西北に畠が残るのですけれど、こちら辺はもう全部道路側が  
溝で水を出し入れしていますので、ここが宅地になっても隣  
の畠に影響はないかと思います。
- 議長 1週間ほど前に通ったら、もうここ地上げしていましたからね。
- 農業委員会でまだ書類等も見ていないのにと思いましてね。
- このような案件が出てきたら、農業委員会を開催している  
意味がないと思いましてね。
- 事務局 届出時は田だったのです。でも、農業委員会で審議する前に地

- 上げしてしまっていたので、始末書を出してもらいました。
- 佐伯委員 ずっと耕作していましたからね。
- 議長 多くの農地転用届は行政書士さんから出てくると思うのですが、今回ほどなたから出てきているのですか。
- 事務局 今回は本人さんから出ていますね。
- 議長 本人ですか。行政書士が出すのであれば、このあたりのことは知っているでしょうしね。
- 淺原委員 事務局が今後ね、受け付ける時に、やっぱり注意事項としてお知らせした方が良いと思いますよ。始末書を出してもらったら受理になるだろうけれど、やっぱりこういうのは良くないですから。
- 事務局 そうですね。
- 議長 再発防止ということで指導というか、農業委員会から意見も出しているので、お願いしたいと思います。
- 事務局 はい。
- 議長 この件につきまして他に委員の皆さん方、何かございませんか。佐伯さん、この辺りの水はどこからきているのですか。今、西北の話はありましたけれど、水はどこから来ているのですか。
- 佐伯委員 おそらく、ソウブチ池だと思います。
- 議長 皆さん方、質問等ございませんか。意見がなければ受理をしたいと思います。よろしいでしょうか。
- 全員 はい。
- 議長 次に、3番にいきたいと思います。調査していただきました岩本委員さん、お願いします。
- 岩本委員 地図は7ページで、写真は別紙、前の一番下です。びっくりし

ましたが、もう 30 年ほど前からここには借家が建っています。

○議長

場所はどの辺ですか。

○岩本委員

場所はですね。今この図で言うと、右側に [REDACTED] と言つて [REDACTED] の跡地の住宅がずっと建っているところがあります。その道のお寺よりちょっと東、道筋のちょっと一つ入ったところです。ずっと昔から平家の借家がありまして、まだ手続きをしていなかったことにびっくりした次第ではありました。ですから、当然始末書は出てくるだろうと思います。この娘さんも知らなかったみたいです。

○議長

建て替えか何かされるのですか。

○岩本委員

いいえ。このままもうしないと思います。借家のままでね。

○梅谷委員

借家と言っても、人は入っているのですか。

○岩本委員

人は入っています。

○梅谷委員

入っているのですか。

○岩本委員

入っていますね。30 年ぐらい前から借家で建てられていたので、当然もう転用されているものだと思っていますよね。

○議長

御質問ございませんか。なければ、転用届出を受理することに決定をいたします。次に、4 番を現地調査していただいた梅谷さん、お願いします。

○梅谷委員

地図は 8 ページ、写真につきましては 2 枚目の一番上になっております。これ、[REDACTED] 沿いに行っていただいたら [REDACTED] があって、それでその右側を北の方へ上がっていただいたら [REDACTED] の [REDACTED] につき当たります。その途中にあります。一番手前のところが現在 [REDACTED] さんの住宅で、その横に同じ [REDACTED]

■さんの弟さんだと思うのですけれど、住宅があります。それが今回の案件ということになっております。ここも家を建ててから40年ぐらい経ちますということでした。それも自己資金で建てておりまして、そのまま畑のまま、田んぼのままだったのですけれど、ぼちぼち代がわりをしますのでということで、今回、宅地に変更するということです。

○梅谷委員 この家を建て替えるのかなと思って聞きに行ったのですが、家は建て替えませんということでした。

○議長 ■は、これは何があるのですか。

○梅谷委員 通路です。これは私道ですね。

○議長 これは私道なのですね。

3番と同じような件ですね。これも市街化区域の転用ということで受理することにいたしたいと思います。次に、5番を現地調査していただいた岩本さん、お願ひいたします。

○岩本委員 地図は9ページで、写真は2ページの真ん中です。また後でも出てきますが、4条と5条が出ております。9ページの矢印、■の■さんというお家の北側に当たります田んぼでして、写真でごらんのようにもう草一面、もう1メートルぐらいの高さで雑草が生い茂っております。途中にあぜがあって、あぜの南側の家に近い方を今回この4条での転用で住宅を建てるようです。その上側の斜線の上、広い方を5条で転売されました。特に問題ないと思います。

○梅谷委員 問題ないと思うのですが、昨日ここを通ったら、もう既に造成にかかっていました。

○岩本委員 そうですか。

- 梅谷委員 [REDACTED] の場所も、もう造成がかかっています。
- 岩本委員 もう稲も刈っているのですか。
- 梅谷委員 はい。
- 議長 [REDACTED] のところ何か書類出ていますか。
- 事務局 いいえ。まだ出ていないですね。
- 梅谷委員 [REDACTED] は来月ぐらい出てくるのではないですか。もう一緒に造成していましたよ。
- 岩本委員 日曜日に見に行った時は、そこはまだ稲が黄金色になっていました。まだ刈っていなかったですよ。
- 梅谷委員 そうしたら青田刈りしてしまったのでしょうか。
- 岩本委員 今週ですよ。昨日の火、水ぐらいでされたのではないでしょうか。
- 議長 この斜線の上が転売とおっしゃったので、それと一体でしょうか。
- 岩本委員 [REDACTED] は他人のものなのかわからないです。
- 議長 この斜線の上の転売というところは、もう造成にそれこそ入っているのですか。
- 梅谷委員 はい。もう入っています。
- 岩本委員 写真のこの最後のページは、まだこれと同じで草ぼうぼうです。
- 梅谷委員 草ぼうぼうですね。これも始末書有りですか。
- 事務局 はい。そうですね。
- 議長 何か今月は始末書ばっかりですね。
- 岩本委員 消費税の関係でもう9月中にしないといけないというのがあったのかもわかりませんね。
- 梅谷委員 今回はこれに直接関係ないけれど、[REDACTED] も来月ぐらい出るの

ではないでしょうか。

○事務局 [REDACTED] は別の所有者ですね。公図で見ると [REDACTED] さんなのですけれど、昭和 47 年にもう転用届済みになっています。

○佐伯委員 転用済みですか。

○事務局 はい。昭和 47 年に転用済みになっています。

○議長 他に質問等ございませんか。そうしたらこれも市街化区域の転用ということで、受理をしたいと思います。続きまして、6 番にいきたいと思います。佐伯委員さん、お願ひいたします。

○佐伯委員 地図が 10 ページ、写真が 2 枚目一番下になります。

これもさっき出てきた話とよく似ているのですけれど、場所は

[REDACTED] に [REDACTED] があるのですが、この南西方向ですね。地図の左の方に通っていますのが、また [REDACTED] から [REDACTED] の方へ抜ける [REDACTED] になります。赤で [REDACTED] と写っているところが [REDACTED] です。左の端ですね。[REDACTED] の [REDACTED] の角っこになります。[REDACTED] から [REDACTED] の方へ抜ける道なのですけれど、その途中から進入路でちょっと奥へ入ったようなところにアパートが建っています。これも昭和 37 年、38 年に建てたものらしいです。この家を空け渡して、こっちへ移るというような話をちょっと聞きました。この今出ているこの [REDACTED] さんいうのがこの家の [REDACTED] さんです。そして、[REDACTED] さんがその [REDACTED] です。それとまだもう 1 人娘さんがいらっしゃるみたいです。

○議長 5 条も出ていますね。

○佐伯委員 そうですね。5 条がこの進入路です。進入路をこの度、[REDACTED] の持ち主である [REDACTED] さんが買い上げるということらしいで

す。

○梅谷委員

[REDACTED]だけが出ているのですが、その手前のこれ駐車場ですか。これはもう宅地になっているのでしょうか。

○佐伯委員

これは本人さんに確認したら、何か手続上ちょっと不備があつて、来月ぐらいにこの分だけまた出すそうです。

○議長

他にございませんか。これも市街化区域の転用ということで、転用届を受理することに決定します。

それでは、次に議案第17号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出のこと」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長

ありがとうございます。それでは1番、現地調査していただいた佐伯委員さん、お願いします。

○佐伯委員

地図が13ページ、それから写真は3ページ目の一番上になります。場所は[REDACTED]の[REDACTED]の西になります。ここは一応全部区画整備されたところで、その北西の角っこに少しだけ畑があるのですけれど、この道路側溝で水の出し入れをしますので、ここが転用されても何の関係もないかと思います。

○議長

ありがとうございました。委員の皆さん方、何か御質問等ございませんか。

○全員

異議なし。

○議長

では、市街化区域の転用ということで、転用届を受理することに決定をいたします。次に、2番を現地調査していただいた、これも佐伯委員さんですね。お願いいたします。

○佐伯委員

地図が14ページ、写真は3枚目の真ん中になります。場所は

[REDACTED] の [REDACTED] に [REDACTED] がありまして、その南側 [REDACTED] があります。その南ですね。道路一つ挟んで南です。公園側の道路からこの田んぼまでは 70、80 センチぐらい段差がありまして、田んぼが低いところにあるのです。

その西北に [REDACTED] さんの隣にあるのが畑なのですが、ここは道路下の側溝の U 字溝で南東の方へずっと道路際側溝がいっていますので、ここで排水環境ができると思います。問題はないと思います。

○議長 はい。ありがとうございました。ご質問等ございませんか。なければ、市街化区域の転用ということで、これについても受理することにしたいと思います。次に、3番ですね。現地調査していただいた岩本委員さん、お願いします。

○岩本委員 先ほど申し上げましたが、地図は 15 ページです。写真は 3 枚目一番下でございます。説明は先ほどと同じです。

○梅谷委員 これは露天駐車場ですか。

○岩本委員 資材置き場になっていますね。

○議長 3 番につきましても市街化区域の転用ということで、転用届を受理することに決定をしたいと思います。続きまして、4 番ですね。現地調査していただいた佐伯さん、お願いいたします。

○佐伯委員 地図が 15 ページ、写真は 4 枚目一番上になります。これは、先ほど出てきましたアパートの進入路になる部分です。この届けを出しているのが 3 人ですね。御兄弟だと思います。お持ちになっている財産を今度 [REDACTED] さんがお買いになるという

ことらしいです。

○議長 はい。何か御質問等ございませんか。なければ、これにつきましても農地転用届を受理することにいたしたいと思います。  
次に、17ページの報告第7号にうつりたいと思います。「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認のこと」を議題といたします。事務局の方で説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 ありがとうございました。梅谷さん、お願いいいたします。

○梅谷委員 僕の方から説明させていただきます。地図は19ページ、写真につきましては4ページの一番下になります。 [REDACTED]  
[REDACTED]と今回の申請の土地の間に、[REDACTED]が流れております。  
その[REDACTED]の右側になります。現在、田として管理されています。問題はないと思います。

○議長 2筆になっているのですね。

○梅谷委員 はい、2筆になっております。

○議長 ありがとうございました。委員の皆さん方、御質問ございませんか。これにつきましては採決ということになっておりますので、原案のとおり報告することに賛成の委員の皆さん方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 ありがとうございました。全員賛成ということで、報告第7号は原案のとおり加古川税務署に報告することといたします。  
以上をもちまして、本日の議事については全て終了いたしました。ありがとうございました。

上記のとおり、会議録を調整する。

令和元年9月20日

議長 澤田 秀隆

議事録署名人 三宅 孝英

議事録署名人 浅原 清治郎